

103-0003

東京都中央区日本橋横山町
1番3号OKK日本橋ビル2階

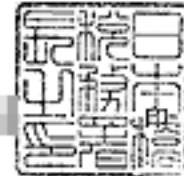
湯澤 勝信 税理士事務所

湯澤 勝信様

日橋法 第3254号

平成22年 5月13日

財務事務官



意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、目ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（法人税・済交税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 株式会社 アビセス

納税地 東京都中央区日本橋横山町1-3

担当者

電話 03 - -

内線 ()